財務収益	△ 309		
雑益	△ 214,398		
臨時利益	△ 5,446	△ 8,165,554	
業務費用合計			9,826,204
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,147,190
Ⅲ　損益外減損損失相当額			―
Ⅳ　損益外利息費用相当額			5,034
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			△ 6,143
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△ 16,822
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 371,710
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	29,195		
政府出資の機会費用	460,114		
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	―		489,309
Ⅸ　（控除）国庫納付額			―
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			11,073,062

注　記　事　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、業務の達成度を客観的に把握できる事業のうち、学長の了承を得た事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数は、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。但し、受託研究収入等により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としております。

建物　　２～48年
構築物　　２～60年
機械装置　　２～15年
船舶　　２～８年
車両運搬具　　２～７年
工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低　価　法
評価方法　移動平均法

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

（重要な会計方針の変更）

「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金以外の運営費交付金については、従来、期間進行基準を採用しておりましたが、当事業年度より「国立大学法人静岡大学業務達成基準の取り扱いについて」に基づき業務の達成度を客観的に把握できる事業のうち、学長の了承を得た事業の運営費交付金収益の計上基準を業務達成基準に変更しております。